

◆高等学校での期日前投票所開設

市内高等学校では、主に放課後の時間帯に期日前投票所を開設します。

新しく有権者となる皆さんは、大切な権利を無駄にしないよう、初めての選挙から貴重な一票を投じましょう。

◆名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

票

進学や就職、仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

この制度を利用するには、最初に名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「宣誓書兼請求書」を郵送で提出します。その後、滞在先に郵送された投票用紙などを持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて投票できます。

なお、この投票方法は日数がかかりますので、早めの手続きをお願いいたします。

▽不在者投票期間

1月8日(金)～23日(土)

※選挙期間中ではない県外の市区町村では土曜日・日曜日・祝日は投票できませんので、不在者投票の場所や受付時間については滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆郵便などによる不在者投票

障害者手帳をお持ちの方などで、要件に該当する方は、自宅にて投票することができます。また、郵便などによる不在者投票の対象者で、自分で投票に関する記載ができない方は、あらかじめ届け出た方に代理で投票に関する記載をしてもらうことができる制度もあります。

これらの制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることなどが必要ですので、市選挙管理委員会へお問い合わせて

ください。

また、投票用紙を請求する場合は、投票用紙交付請求書と郵便等投票証明書を1月20日(水)午後5時までに市選挙管理委員会へ提出してください。

◆指定施設での不在者投票

投票日当日に病院や老人ホームなどの指定施設に入院・入所されている方で、要件を満たす方は、施設内で不在者投票をすることができます。

なお、施設によっては投票ができない場合もありますので、事前に市選挙管

理委員会または入院・入所されている施設に確認してください。

◆選挙公報

候補者の政策や経歴などをお知らせする選挙公報は、1月20日(水)までに配布する予定です。また、岐阜県選挙管理委員会のHPでも確認することができます。

問合 市選挙管理委員会事務局

☎ 35-31333

新型コロナウイルス感染症対策

<選挙管理委員会が実施する主な感染症対策>

- 期日前投票所での滞在時間の短縮のため、期日前投票宣誓書付き入場券を導入します。
- 投票所や期日前投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 投票管理者や投票立会人、事務従事者はマスクなどを着用します。
- 投票記載台や鉛筆などを定期的に消毒します。
- 記載台は一定の間隔を空けます。
- 飛沫感染予防のため、卓上パネルの設置またはフェイスシールドの着用により受付や用紙交付を行います。

<投票される皆さんへのごお願い>

- マスクの着用や咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗い、うがい
- 投票所に設置のアルコール消毒液による手指の消毒
- 周りの方と距離を保つこと

<投票所に行く前に>

- 鉛筆などを持参して投票用紙に記入することも可能です。
- 期日前投票にお越しいただく際にはあらかじめ入場券に印刷してある宣誓書に必要事項を記入してからお持ちいただくと、手続きが早く済みます(投票日当日に投票される場合は記入の必要はありません)。
- 投票所での密集を避けるため、過去選挙の日別・時間別期日前投票状況などを市(HP) (QRコード)に掲載していますので、参考にご来場ください。

○過去選挙の期日前投票の混雑傾向

- 投票日1週間前から混み始めます。
- 市役所投票所が特に混雑します。

